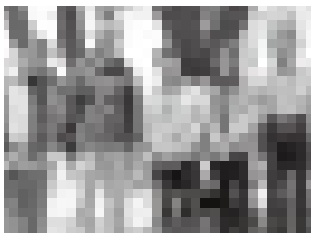


7月は同和問題啓発強調月間です

人権擁護委員とは

市民の皆さんから人権相談を受けたり、人権の考え方を広めたりする活動をしています。法務局の職員と協力し、人権侵害による被害者を救済、人権に関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

人権擁護委員の紹介

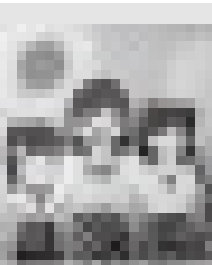


▲左から、水上眞理子さん（上西郷）、谷口正秀さん（勝浦）、委員長の山田宏子さん（福岡南）、澁谷宗子さん（神興東）、島田安男さん（津屋崎）

特設人権相談の実施

人権に関する疑問やお悩みは、人権擁護委員にご相談ください。予約は不要で、相談は無料です。相談内容など秘密は固く守られます。

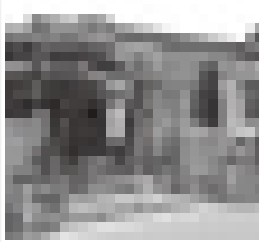
日時 毎月第4水曜日
10:00~15:00
場所 ふくとびあ



▲人権パネル

同和問題啓発強調月間の期間中、市内の小中学生が描いた人権ポスターをパネルにして、市内の公共施設に展示します。子どもたちの力作をぜひご覧ください。また、このパネルは貸し出しも行っています。詳しくはお問い合わせください。

▲福岡会館



福岡会館は、人権啓発事業や就職補助活動などを実施する社会福祉施設です。住民交流の場としてサークル活動などにも利用できます。詳しくはお問い合わせください。
問い合わせ 福岡会館 ☎42・0604

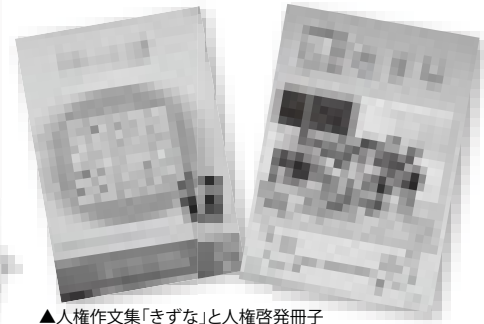
福岡会館をご利用ください

講師派遣事業を行っています

人権教育・啓発活動の推進のために、企業、自治会、シニアクラブや学校のPTAなどの団体に講師を派遣しています。派遣を希望する団体は、お問い合わせください。

人権作文集と人権啓発冊子を配布しています

市では小中学校の児童・生徒と県立光陵高等学校、古賀寛成館高等学校の生徒の作品を集めた人権作文集「きずな」を作成し、配布しています。
また、同和問題や女性、子どもなどに関わるさまざまな人権課題に気づき、考えてもらうた



▲人権作文集「きずな」と人権啓発冊子

めの学習資料として啓発冊子を作成し、配布しています。詳しくはお問い合わせください。

7月は同和問題啓発強調月間です

一人一人の人権を大切に

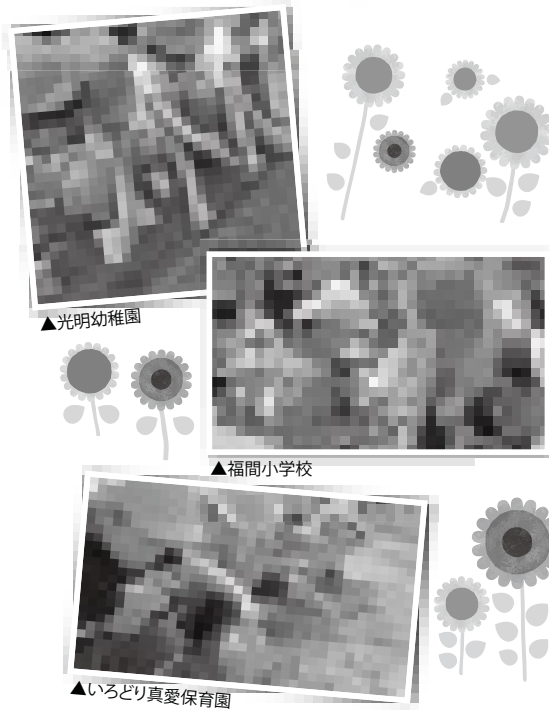
県と市では、毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定めています。同和問題に対する正しい理解と認識を深め、解決を図るための啓発活動を行っています。

市人権政策課 ☎43・8129

「人権の花運動」に取り組んでいます

県人権啓発活動ネットワーク協議会では、ひまわりを人権の花として定めています。これは、ひまわりが外国で「太陽の花」と呼ばれていること、花言葉が「あなただけを見つめる」ということに由来しています。人権の花運動は、ひまわりを育てることを通して、生命の尊さや協力することの大切さを実感してもらう運動です。市内では、平成20年度から毎年、小学

校と幼稚園・保育所（園）2カ所がこの運動に参加しています。今年は、光明幼稚園、福岡小学校、いろどり真愛保育園でひまわりの種をまきました。種まきは、人権擁護委員会をはじめ、保護司会や更生保護女性会の皆さんに手伝っていただきました。また、10月には種をまいたそれぞれの施設で人権擁護委員による「一人にやさしくできる勉強会」を行います。



▲光明幼稚園

▲福岡小学校

▲いろどり真愛保育園

7月1日(月)に街頭啓発活動を行います

啓発用ウエットティッシュを配布します。

場所・時間 ①JR福岡駅、午前7時30分から ②ルミエール福津店 午後1時30分から ③レガネット福津 午後3時30分から



▲昨年の街頭啓発

ひ ひとつずつの小さな花が
ま まるく寄り添い手をつなぎ
わ わになるように集まって
り りっぱな花に育ちます